

平成 20 年度
水質汚濁防止法等の施行状況

平成 21 年 11 月

環境省水・大気環境局水環境課

目 次

1	はじめに	1
2	特定事業場の状況について	1
	（1）特定事業場数	1
	（2）特定事業場の業種別内訳	2
3	水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について	2
	（1）水質汚濁防止法	2
	ア 届出関係、計画変更命令等	2
	イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令	3
	ウ 立入検査	4
	エ 排水基準違反	4
	オ 事故時の措置及び緊急時の措置	4
	カ 生活排水対策重点地域の指定	5
	キ 水質総量削減	5
	（2）瀬戸内海法	6
	ア 許可、措置命令	6
	イ 自然海浜保全地区の指定	6
	（3）湖沼法	7
	ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等	7
	イ 改善命令等	7

<図表編>

表 1	排水量規模別特定事業場数	9
表 2	都道府県・政令市別特定事業場数	10
表 3	指定湖沼別湖沼特定事業場数等	13
表 4	特定事業場の上位 10 業種	15
表 5	特定事業場の業種別内訳	16
表 6	届出関係、計画変更命令等	23
表 7	改善命令、立入検査、行政指導件数等	26
表 8	計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳	32
表 9	排水基準違反、事故時の措置件数等	33
表 10	排水基準違反等の違反業種、違反項目別内訳	36
表 11	水質総量規制に係る指定地域内事業場数等	37
表 12	計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳	39
表 13	瀬戸内海法に基づく許可、措置命令および届出等	40
表 14	瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳	41
表 15	湖沼特定施設等の届出件数等	42
参考	平成 18 年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）	43

1 はじめに

水質保全行政の目標として、公共用水域の水質等について達成し、維持することが望ましい基準として環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準が設定され、これを維持達成するために各種施策が講じられているところである。

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）（以下「瀬戸内海法」という。）及び湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）（以下「湖沼法」という。）は、汚濁物質の主要な発生源である工場、事業場からの排水を規制すること等によって公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図っており、各種の水質汚濁防止施策のうちで最も重要な施策のひとつである。

本調査は、平成20年度におけるこれら水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法に定められている各規定の施行状況について、その件数や内容等を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的として実施するものである。

2 特定事業場の状況について

水質汚濁防止法においては、工場、事業場から公共用水域に水を排出する者又は特定地下浸透水を浸透させる者は、特定施設の設置等に際して、所定の事項を都道府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）に届け出ることになっている。

また、瀬戸内海法においては、瀬戸内海13関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に係るのある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一日当たりの最大量が50m³未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）の設置等に際し、府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）の許可を受け、又は届出を行うこととなっている。

一方、湖沼法では、指定湖沼の水質汚濁に係るがあると認められる地域（指定地域）において、指定施設の設置等の際には、所定の事項を都道府県知事に届け出ることになっている。

（1）特定事業場数

水質汚濁防止法及び瀬戸内海法の規定に基づき届出又は許可のあった特定施設を設置する工場、事業場（以下「特定事業場」という。）の数を表1に示す。平成21年3月末現在において、水質汚濁防止法上の特定事業場数は273,098（276,611）、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場の数は3,854（3,906）、合計で276,952（280,517）であり、平成20年3月末現在と比較すると、特定事業場数はやや減少した（括弧内数字は平成20年3月末現在の数値。以下この項目において同じ。）。また、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数は9（13）であった。

BODやSS等の生活環境項目に係る一律排水基準は、一日当たりの平均排水量が50m³以上の特定事業場に適用されるが、その対象事業場数は34,807（35,506）と全体の約13%である。また、カドミウムや鉛等の有害物質に係る一律排水基準は、排水量の多少にかかわらず、すべての特定事業場に適用されるが、一日当たりの平均排水量が50m³以上の特定事業場のうち、

有害物質使用特定事業場の数は 4,336 (4,330) で全特定事業場数の約 2%、一日当たりの平均排水量が 50m³ 未満の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 10,611 (10,757) で全特定事業場数の約 4%であった。なお、全特定事業場数に占める有害物質使用特定事業場の数は 14,947 (15,087) であり、全体の約 5%であった。都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の特定事業場数の内訳を**表 2**に示す。

一方、湖沼法に基づく指定湖沼について、平成 19 年 12 月に八郎湖が指定され 11 湖沼となり、平成 21 年 3 月末現在における湖沼特定事業場等の数を**表 3**に示す。湖沼特定事業場の総数は 1,992 (1,994) であり、うちみなし指定地域特定施設を設置する事業場数は 846 (864) であった。また、指定施設及び準用指定施設の数はいずれも 98 (105)、674 (673) であり、これらを合計した事業場の総計は 2,764 (2,772) であった。

なお、これら 1,992 の湖沼特定事業場を指定湖沼別に見ると、釜房ダム貯水池 15、八郎湖 31、霞ヶ浦 319、印旛沼 176、手賀沼 105、諏訪湖 73、野尻湖 0、琵琶湖 774、中海 113、宍道湖 156、児島湖 230 であった。

(2) 特定事業場の業種別内訳

特定事業場を水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる業種別に見たときの、上位 10 業種を**表 4**に示す。数の多い方から順に旅館業、畜産農業、自動式車両洗浄施設となっている。なお、これら 10 業種の事業場数の総計は 210,372 であり、全特定事業場数の約 76%にあたる。

また、これら 210,372 事業場のうち、一日当たりの平均排水量が 50m³ 未満の事業場数は 188,937 であり、全体の約 90%を占めることから、これらの事業場は概して規模の小さいものが多い。

特定事業場の業種別の内訳を**表 5**に示す。

3 水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について

(1) 水質汚濁防止法

ア 届出関係、計画変更命令等

工場や事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、水質汚濁防止法（以下この項目において「法」という。）第 5 条第 1 項に基づく届出を、工場や事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、法第 5 条第 2 項に基づく届出を行うこととされている。また、法第 5 条の届出又は経過措置に係る届出をした者が、その届出に係る特定施設について、構造や使用の方法等を変更しようとするときは、法第 7 条に基づく届出が必要とされる。

一方で、都道府県知事は、それらの届出があった場合において、特定事業場の排出水が排水基準に適合しないと認めるときや特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に届出に係る特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する計画の変更等を命ずることができる

(法第 8 条)。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の届出関係、計画変更命令等に係る施行状況を**表 6**に示す。法第 5 条第 1 項に係る届出数は 6,167 件、法第 5 条第 2 項に係る届出数は 7 件であり、法第 5 条の届出総数は 6,174 件であった。また、法第 7 条に基づく届出数は 3,841 件であった。

一方、法第 8 条に基づく計画変更命令等の適用事例はなかった。

イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令

都道府県知事は、特定事業場からの排出水が排水基準に適合しないおそれがあると認めるときや、環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法の改善を命じ、又は特定施設の使用や排出水の排出、特定地下浸透水の浸透の一時停止を命じることができる(法第 13 条第 1 項、法第 13 条の 2 第 1 項)。

また、都道府県知事は、特定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定事業場の設置者や設置者であった者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質浄化のための措置をとることを命じることができる(法第 14 条の 3 第 1 項、同第 2 項)。

ただし、鉱山や電気工作物、廃油処理施設については、法第 5 条に基づく特定施設の設置の届出や法第 8 条又は第 8 条の 2 に基づく計画変更命令等の規定は適用されず(法第 23 条第 2 項)、この計画変更命令等について、都道府県知事は、これらの施設や鉱山を管轄する国の行政機関の長に対し、当該規定に相当する措置を執るべきことを要請することができる(法第 23 条第 4 項)。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の改善命令、一時停止命令の発動件数を**表 7**に示すとともに、発動の業種別の内訳を**表 8**に示す。

平成 20 年度における改善命令の件数は 23 件であり、一時停止命令の件数は 1 件であった。これを業種別の内訳(**表 8**)で見ると、改善命令については、畜産食料品製造業、保存食料品製造業に対して発動されたものがそれぞれ 4 件と最も多く、次いで畜産農業、酸・アルカリ表面処理施設が 3 件となっていた。一時停止命令については酸・アルカリ表面処理施設が 1 件であった。

一方、法第 14 条の 3 に基づく地下水の浄化措置命令の発動件数は 0 件であり、法第 23 条第 4 項に基づき都道府県知事から国の行政機関の長に対してなされた措置の要請件数も 0 件であった。

また、こうした改善命令等の発動までには至らないが、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は 7,631 件であり、公共用水域関係では 7,540 件、地下水関係では 91 件であった。

ウ 立入検査

都道府県知事は、水質汚濁防止法の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業場に立ち入り、特定施設や汚水等の処理施設を始め、特定施設において使用する原料や当該特定事業場敷地内の土壌、地下水等について検査させることができる（法第 22 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の立入検査の状況を表 7 に示す。昼間立入が 42,934 件、夜間立入が 575 件で立入件数は計 43,509 件であった。なお、43,509 件のうち、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場に対する立入件数は 4,457 件であった。

エ 排水基準違反

法第 12 条第 1 項の規定に基づき、排出水を排出する者は、排水基準に適合しない排出水を排出してはならないこととされている。これに違反した場合は、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる（法第 31 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の排水基準等違反の件数を表 9 に示すとともに、排水基準違反の違反業種別及び違反項目別の内訳を表 10 に示す。

平成 20 年度における排水基準違反の件数は 13 件であり、違反摘発の契機について見ると、警察又は海上保安庁の調査によるものが 13 件であった。

また、違反業種は水産食料品製造業、豆腐・煮豆製造業が 2 件、畜産食料品製造業、保存食料品製造業、有機顔料又は合成染料の製造業、金属製品・機械器具製造業、石炭火力発電の廃ガス洗浄施設、酸・アルカリ表面処理施設、電気めっき施設、洗たく業、特定事業場から排出される水の処理施設が各 1 件であり、違反項目は BOD が 4 件、COD、SS が 3 件、pH が 2 件、亜鉛、フェノール、クロム、シアン、鉛、ふっ素が各 1 件（1 事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反項目別の合計件数は必ずしも一致しない。）であった。

オ 事故時の措置及び緊急時の措置

特定施設の破損等により有害物質や油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、特定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質や油を含む水の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第 14 条の 2 第 1 項）。

さらに、特定事業場以外の工場や事業場で貯油施設等を設置する者についても、当該貯油施設等の破損等により油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに当該油を含む水の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならないとされている（法第 14 条の 2 第 2 項）。

そして、都道府県知事は、特定事業場の設置者や貯油事業場等の設置者がこれらの応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ず

ることができる（法第 14 条の 2 第 3 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の事故時の措置件数を表 9 に示す。法第 14 条の 2 第 1 項に係る届出数は 191 件（内訳：公共用水域関係 181 件、地下水関係 10 件）であり、法第 14 条の 2 第 2 項に係る届出数は 267 件（内訳：公共用水域関係 240 件、地下水関係 27 件）であった。一方、平成 20 年度に発動された応急措置命令は 0 件であった。

また、公共用水域において、異常濁水等の事由により水質汚濁が著しくなり、人の健康や生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合には、都道府県知事は、当該公共用水域に排出水を排出する者に対し、排出水の量の減少等の必要な措置をとるべきことを命ずることができるが（法第 18 条）、平成 20 年度に発動された緊急時の措置命令は 0 件であった。

カ 生活排水対策重点地域の指定

平成 2 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、生活排水対策の推進のための制度が設けられた。都道府県知事は、水質環境基準が現に確保されていない等の公共用水域において、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質汚濁に関係がある区域を生活排水対策重点地域として指定しなければならない（法第 14 条の 7）。

また、生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村（生活排水対策推進市町村）は、生活排水処理施設の整備に関する事項や生活排水対策に係る啓発に関する事項について、生活排水対策推進計画を策定しなければならないとされている（法第 14 条の 8）。

平成 20 年度における生活排水対策重点地域の指定は 0 件、指定範囲の変更を伴う指定地域の変更も 0 件であった。なお、平成 21 年 3 月末現在、210 地域（42 都道府県 351 市町村）で指定がされている。

キ 水質総量削減

昭和 53 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海（指定水域）において、化学的酸素要求量（COD）を指定項目として、汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減する水質総量削減制度が導入された。また、平成 13 年 12 月には、水質汚濁防止法施行令が一部改正となり、指定項目として窒素含有量及びりん含有量が追加された。

水質総量削減制度では、指定地域内の日平均排水量 50m³ 以上の特定事業場（指定地域内事業場）については、排水規制に加え総量規制基準の遵守が義務づけられている（法第 12 条の 2）。

都道府県知事は、法第 5 条又は法第 7 条の届出があった場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に届出に係る污水や廃液の処理方法の改善等を採用すべきことを命ずることができる（法第 8 条の 2）。

また、都道府県知事は、汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそ

れがあると認めるときは、期限を定めて当該指定地域内事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等を探るべきことを命ずることができる（法第 13 条第 3 項）。

一方で、指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出ることとなっている（法第 14 条第 3 項）。また、指定地域内特定事業場から排出水を排出する者は、排出水の汚濁負荷量を測定し、記録しなければならない（法第 14 条第 2 項）、本規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者は、20 万円以下の罰金に処せられる（法第 33 条）。

指定地域内事業場数及び水質総量規制に係る施行状況を**表 11**、**表 12**に示す。平成 21 年 3 月末現在における指定地域内事業場の数は 11,908 であり、平成 20 年 3 月末現在（12,346）と比較すると事業場数はやや減少した。指定地域内事業場の指定水域別の内訳を見ると、東京湾 1,859（約 16%）、伊勢湾 3,587（約 30%）、瀬戸内海 6,462（約 54%）であった。また、法第 14 条第 3 項に係る届出数は 421 件であった。

水質総量規制に関連する罰則の適用は 0 件、法第 13 条第 3 項に基づく改善措置命令も 0 件、法第 13 条の 3 に基づく指導等は 11 件であった。

（2）瀬戸内海法

ア 許可、措置命令

瀬戸内海法においては、瀬戸内海 13 関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に関係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の日当たりの最大量が 50m³ 未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）を設置しようとするときは、府県知事の許可を受けなければならない（瀬戸内海法第 5 条第 1 項）。また、当該許可を受けた者が、その許可に係る特定施設について構造や使用の方法等を変更しようとするときも、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に基づく府県知事の許可が必要とされる。

一方で、府県知事は、瀬戸内海法第 5 条第 1 項の規定に違反して特定施設を設置した者や、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に違反して同項に規定する事項を変更した者に対して、当該特定施設の除却や操業の停止、当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる（瀬戸内海法第 11 条）。

瀬戸内海法に基づく許可や措置命令等に係る施行状況を**表 13**に示すとともに、措置命令の発動の業種別内訳を**表 14**に示す。瀬戸内海法第 5 条第 1 項に係る申請数は 315 件、瀬戸内海法第 8 条第 1 項に係る申請数は 457 件であった。また、瀬戸内海法第 11 条に基づく措置命令は、第 5 条関係が 1 件、第 8 条関係は 0 件であった。

イ 自然海浜保全地区の指定

瀬戸内海法において、関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海の内海地やこれに面する海面のうち、水際線付近において砂浜や岩礁、これらに類する自然の状態が維持されているものであって、海水浴や潮干狩りなど公衆によって利用されており、かつ、将来に

わたってその利用が行われることが適当であると認められる区域を自然海浜保全地区として指定することができる（瀬戸内海法第12条の7）。そして、同地区内において工作物の新築や土地の形質変更、鉱物の掘採等をしようとする者には必要な届出をさせ、関係府県は、当該届出をした者に対して同地区の保全と適正な利用のための必要な勧告又は助言をすることができる（瀬戸内海法第12条の8）。

平成20年度における自然海浜保全地区の指定は0件（区域の変更）、自然海浜保全地区内の工作物の新築等の届出件数は3件であった。なお、平成21年3月末現在における自然海浜保全地区の指定総数は91件となっている。

（3）湖沼法

ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等

湖沼法では、指定湖沼において、工場、事業場からの汚濁負荷の流入を極力抑制するため、従来の水質汚濁防止法による排水規制に加え、湖沼特定施設を設置する工場、事業場で一日当たりの平均排水量が50m³以上のものに対し、これを湖沼特定事業場として汚濁負荷量の規制を行うこととしている（湖沼法第7条第1項）。また、湖沼の水質汚濁の原因となる物を発生し、かつ公共用水域に排出している施設であって、湖沼の水質保全上排水規制により難い施設については、これを「指定施設」として指定し、この指定施設を設置しようとする者は、都道府県知事に対し届出を行うこととされている（湖沼法第15条第1項）。

一方、湖沼特定施設について、水質汚濁防止法第5条第1項や第7条の規定による届出があった場合において、その届出に係る湖沼特定施設が設置される湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等を採用すべきことを命ずることができる（湖沼法第8条）。

平成20年度における湖沼特定施設の設置届出の件数（水質汚濁防止法第5条）は、**表15**に示すように264件であり、湖沼特定施設の構造等の変更届出の件数（水質汚濁防止法第7条）は187件であった。また、指定施設の設置届出（経過措置）の件数（湖沼法第16条第1項）、指定施設の使用廃止届出の件数（湖沼法第17条第2項）及び指定施設の構造等の変更届出の件数（湖沼法第17条第1項）は0件であった。また、湖沼特定事業場に対する計画変更命令等（湖沼法第8条）の適用事例もなかった。

イ 改善命令等

都道府県知事は、湖沼特定事業場において、当該湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等を採用すべきことを命ずることができる（湖沼法第10条）。

また、都道府県知事は、指定施設を設置している者が、当該指定施設について都道府県が条例で定める構造や使用の方法に関する基準を遵守していないと認めるときは、期限を定め

て当該指定施設の構造や使用の方法を改善すべきことを勧告することができる（湖沼法第 20 条第 1 項）。さらには、その勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法の改善を命ずることができる（湖沼法第 20 条第 2 項）。

平成 20 年度における改善勧告（湖沼法第 20 条第 1 項）の件数は 0 件であり、改善命令（湖沼法第 20 条第 2 項）についても 0 件であった。また、湖沼法第 10 条に基づく改善命令等の適用事例も 0 件であった。

なお、こうした改善命令等の発動までに至らないが、湖沼特定事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は、文書による指導が 120 件、口頭による指導が 129 件で、内容は処理施設の改善が 53 件、排水の一時停止が 1 件、その他が 197 件であった。

表1 排水量規模別特定事業場数

区 分		全 特 定 事 業 場 数	排 水 量 規 模			
			①一日当たり の平均排水量 50m ³ 以上 の事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場	③一日当たり の平均排水量 50m ³ 未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場
A 平成 21年 3月 末 現在		276,952 (9)	34,807	4,336 (1)	242,145	10,611 (8)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	273,098 (9)	31,212	3,697 (1)	241,886	10,575 (8)
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	3,854	3,595	639	259	36
B 平成 20年 3月 末 現在		280,517 (13)	35,506	4,330 (1)	245,011	10,757 (12)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	276,611 (13)	31,844	3,713 (1)	244,767	10,720 (12)
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	3,906	3,662	617	244	37
対 前 年 比 A ／ B		(99%)	(98%)	(100%)	(99%)	(99%)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	(99%)	(98%)	(100%)	(99%)	(99%)
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	(99%)	(98%)	(104%)	(106%)	(97%)

(注) 括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数（1）

		水質汚濁防止法上の特定事業場				瀬戸内海法上の特定事業場					
		総数	①		③		総数	①		③	
			平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場
1	北海道	5,751	1,260	46	4,491	85					
2	青森県	4,103	352	28	3,751	35 (3)					
3	岩手県	4,824	616	48	4,208	90					
4	宮城県	4,900	457	55	4,443	90					
5	秋田県	3,558	544	60	3,014	81					
6	山形県	3,745	499	52	3,246	94					
7	福島県	5,445	696	164	4,749	229					
8	茨城県	8,275	857	110	7,418	112					
9	栃木県	7,323	1,005	70	6,318	153					
10	群馬県	3,251	691	54	2,560	80					
11	埼玉県	7,182	781	109	6,401	469					
12	千葉県	8,125	867	120	7,258	192					
13	東京都	1,602	110	9	1,492	277					
14	神奈川県	3,363	291	36	3,072	117					
15	新潟県	7,512	742	88	6,770	421					
16	富山県	2,514	415	87	2,099	123					
17	石川県	3,440	548	61	2,892	112					
18	福井県	2,116	328	53	1,788	58					
19	山梨県	4,613	425	42	4,188	130					
20	長野県	10,992	1,089	112	9,903	419					
21	岐阜県	7,906	1,025	89	6,881	165					
22	静岡県	7,757	1,154	206 (1)	6,603	166					
23	愛知県	9,374	1,297	241	8,077	349					
24	三重県	7,683	922	60	6,761	107					
25	滋賀県	2,591	487	31	2,104	97					
26	京都府	3,754	270	42	3,484	279	127	118	25	9	4
27	大阪府	2,131	144	1	1,987	148	259	241	20	18	1
28	兵庫県	7,356	582	94	6,774	514	378	350	89	28	11
29	奈良県	2,730	222	8	2,508	119	239	231	17	8	2
30	和歌山県	2,924	368	3	2,556	29	109	105	3	4	
31	鳥取県	1,799	288	6	1,511	45					
32	島根県	3,256	378	38	2,878	52					
33	岡山県	3,178	188		2,990	66	247	230	28	17	
34	広島県	3,838	324	56	3,514	261	270	247	40	23	3
35	山口県	3,300	242	13	3,058	138	279	270	113	9	2
36	徳島県	3,395	109	1	3,286	23	182	171	32	11	
37	香川県	3,327	121		3,206	37	225	203	18	22	3
38	愛媛県	3,725	195	2	3,530	46	228	215	29	13	
39	高知県	2,661	265	45	2,396	55					
40	福岡県	4,996	679	71	4,317	121	47	44	5	3	
41	佐賀県	2,980	389	32	2,591	98					
42	長崎県	4,560	293	40	4,267	75					
43	熊本県	2,282	509	40	1,773	59					
44	大分県	4,161	229	1	3,932	36	178	166	4	12	
45	宮崎県	3,477	409	12	3,068	28					
46	鹿児島県	4,634	760	57	3,874	216					
47	沖縄県	1,260	328	27	932	10					
	都道府県計	213,669	24,750	2,620 (1)	188,919	6,706 (3)	2,768	2,591	423	177	26
	政令市計	59,429	6,462	1,077	52,967	3,869 (5)	1,086	1,004	216	82	10
	合計	273,098	31,212	3,697 (1)	241,886	10,575 (8)	3,854	3,595	639	259	36

表2 都道府県・政令市別特定事業場数（2）

		水質汚濁防止法上の特定事業場				瀬戸内海法上の特定事業場					
		総数	①		③		総数	①		③	
			平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場
1	札幌市	92	42	2	50						
2	函館市	221	45		176	5					
3	旭川市	178	29	3	149	9					
4	青森市	529	78	5	451						
5	八戸市	403	72	10	331	10 (1)					
6	盛岡市	458	38	5	420	27					
7	仙台市	887	66	11	821	31					
8	秋田市	416	82	20	334	36					
9	山形市	619	78	6	541	34					
10	福島市	648	117	15	531	16					
11	郡山市	795	120	26	675	32					
12	いわき市	939	175	36	764	28					
13	水戸市	552	55	1	497	1					
14	つくば市	519	35	3	484	11					
15	宇都宮市	916	92	10	824	32					
16	前橋市	470	103	10	367	27					
17	高崎市	474	86	17	388	22					
18	伊勢崎市	551	133	34	418	24 (1)					
19	太田市	524	100	16	424	35 (2)					
20	さいたま市	932	83	17	849	44					
21	川越市	374	41	10	333	88					
22	川口市	153	19	4	134	21					
23	所沢市	176	22	5	154	12					
24	春日部市	303	24	1	279	10					
25	草加市	245	38	19	207	35					
26	越谷市	305	25	1	280	28					
27	千葉市	524	61	26	463	20					
28	市川市	347	87	17	260	11					
29	船橋市	575	177	3	398	13					
30	松戸市	330	44	13	286	23					
31	柏市	217	33	5	184	19 (1)					
32	市原市	463	97	26	366	12					
33	八王子市	595	41	6	554	86					
34	町田市	107	23	3	84	30					
35	横浜市	1,631	89	35	1,542	294					
36	川崎市	627	68	37	559	70					
37	横須賀市	104	15	9	89	40					
38	平塚市	322	14	5	308	78					
39	藤沢市	214	24	12	190	44					
40	小田原市	303	35	11	268	16					
41	茅ヶ崎市	113	8	3	105	21					
42	相模原市	1,013	38	8	975	122					
43	厚木市	342	10	3	332	54					
44	大和市	110	15	5	95	23					
45	新潟市	1,478	157	13	1,321	118					
46	長岡市	668	60	9	608	48					
47	上越市	935	109	20	826	24					
48	富山市	958	236	54	722	37					
49	金沢市	397	78	13	319	18					
50	福井市	426	113	11	313	26					
51	甲府市	535	58	18	477	91					
52	長野市	1,207	148	45	1,059	128					
53	松本市	712	56	6	656	38					
54	岐阜市	884	77	10	807	37					
55	静岡市	1,221	163	26	1,058	47					

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(3)

		水質汚濁防止法上の特定事業場					瀬戸内海法上の特定事業場						
		総数	①		③		総数	①		③			
			平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場		
56	浜松市	1,871	195	87	1,676	126							
57	沼津市	968	92	15	876	12							
58	富士市	682	160	20	522	24							
59	名古屋市	420	77	21	343	51							
60	豊橋市	794	102	21	692	25							
61	岡崎市	506	92	10	414	26							
62	一宮市	540	91	14	449	39							
63	春日井市	544	77	18	467	57							
64	豊田市	961	157	26	804	30							
65	四日市市	866	96	14	770	18							
66	大津市	366	46	10	320	25							
67	京都市	1,124	11	6	1,113	5	31	27	3		4		
68	大阪市	72	12		60	26	14	12	6		2		
69	堺市	624	27		597	123	71	69	24		2		
70	岸和田市	335	7		328	44							
71	豊中市	52	2		50	8							
72	吹田市	74	3		71	7							
73	高槻市	191			191	28	11	11	3				
74	枚方市	183	24	2	159	17							
75	茨木市	83	2	1	81	15							
76	八尾市	350	10		340	58							
77	寝屋川市	167	8		159	26							
78	東大阪市	340	27		313	23	8	8	1				
79	神戸市	739	43	1	696	84	53	49	9		4		
80	姫路市	441	56		385	15	74	68	10		6		1
81	尼崎市	82	5		77	6							
82	明石市	136	8		128	2							
83	西宮市	198	4		194	28	14	13	2		1		
84	加古川市	214	12		202	20							
85	宝塚市	98			98	9							
86	奈良市	362	21	3	341	13	25	22	3		3		
87	和歌山市	728	54	7	674	35	82	77	10		5		
88	鳥取市	571	84	5	487	33							
89	岡山市	1,033	71		962	45	110	100	13		10		1
90	倉敷市	897	16		881	25	139	130	36		9		4
91	広島市	954	43		911	70	41	37	7		4		
92	呉市	602	29		573	42							
93	福山市	724	31		693	54	62	57	7		5		
94	下関市	612	31		581	5	51	49	14		2		
95	徳島市	705	62		643	22	52	48	11		4		1
96	高松市	1,099	45	1	1,054	33	49	42	4		7		2
97	松山市	828	44		784	11	78	76	6		2		
98	高知市	657	114	25	543	12							
99	北九州市	169	9		160	16	57	52	26		5		
100	福岡市	370	24	3	346	1							
101	久留米市	457	50	4	407	12							
102	長崎市	783	52	3	731	57							
103	佐世保市	546	50		496	7							
104	熊本市	821	63	17	758	22							
105	大分市	1,221	59		1,162	90	64	57	21		7		1
106	宮崎市	630	67	2	563	18							
107	鹿児島市	602	65	2	537	63							
	政令市計	59,429	6,462	1,077	52,967	3,869 (5)	1,086	1,004	216		82		10

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等(1)

	釜房 ダム 貯水池	八 郎 湖		震 ヶ 浦			印 旛 沼			手 賀 沼			諏訪湖	野尻湖	琵琶 湖			中 海		穴道湖	児 島 湖			総 数		
	宮城県	秋田県	秋田市	栃木県	茨城県	千葉県	つくば市	千葉県	千葉市	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	鳥取県	島根県	島根県	岡山県		岡山市	倉敷市
1																										1
1の2		1			1			1			1		1			3						1				8
2					9		2	6	1				1	1	3	1						1				25
3					2			1						6	1					11	1	1				23
4					10			1	1						10					2		1				25
5		1			1			1							2											5
6																										0
7															1										1	1
8					1																			1	2	2
9																									0	0
10		2			4			2				1			7						1	1				18
11																										0
12					1																					1
13																										0
14					1																					1
15					1			1	1						4									1		1
16					3										4						1	1				11
17					4										1					1						6
18																										0
18の2					2			1																		3
18の3																										0
19												1			28	1										30
20																										0
21															1											1
21の2																										0
21の3					1															1						2
21の4							1																			1
22															1											1
23															2	1					1			1		5
23の2															3											3
24																										0
25																										0
26					1																					1
27					1										2											3
28					1																					1
29																										0
30																										0
31																										0
32															1											1
33					3			1							6											10
34																										0
35																										0
36																										0
37																										0
38																										0
39																										0
40																										0
41																										0
42															1											1
43																										0
44																										0
45																										0
46					1										6					2						9
47					1			1							7								1			10
48					1																					1

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等(2)

	釜房	八郎湖		霞ヶ浦			印旛沼		手賀沼		諏訪湖	野尻湖	琵琶湖			中海		宍道湖	児島湖			総数				
	貯水池	宮城県	秋田県	秋田県	栃木県	茨城県	千葉県	つくば市	千葉県	千葉県	千葉県	千葉県	千葉県	滋賀県	大津市	京都府	京都府	鳥取県	島根県	島根県	岡山県		岡山市	倉敷市		
49																							0			
50																								0		
51																								0		
51の2					3					1				2										6		
51の3					1																			1		
52																								0		
53								3						3	1									8		
54														6										6		
55					3									1					4					8		
56																								0		
57														1										1		
58														1	1									2		
59		1	1																					1		
60																			1					2		
61								2						1					4					8		
62					2			1						3										6		
63					6							1		21	1				1					30		
63の2																								0		
63の3																								0		
64																								0		
64の2													1	7	2				1	1		1	1	14		
65			1		14		2	8		1	2		2	42	3			1	1	4				82		
66					7								1	4				1	1		1			19		
66の2		9			8		9					1	8	28	6			3	7	1	4	6		90		
66の3					4		1	4			1			1					1	1				13		
66の4					5			6						7					1					19		
66の5			1		14		1	5	1		2		1	26	2				2	2	5	3	65			
66の6																						1	1	1		
66の7					4		1	1		1				4				1	3			2	17			
68																								0		
68の2					2			4	1	1	2			3							1			15		
69					3																			3		
69の2																								0		
69の3								1						1										3		
70																								0		
70の2																								0		
71					2									1				4				1		9		
71の2			1		3			4				2		19	1			1			1	1		32		
71の3														2	1									3		
71の4															1									1		
71の5					1																			1		
71の6								1																1		
72			10		35	1	3	39	8	5	8	1	8	16		176	2	7	21	63	6	17	12	438		
73														2			2	1	4	4	2	3		19		
74		1			3								1	2	1			1	1		1			11		
みなし指定地域特定施設1					7			3				2	2	14	5			2		2		4	4	45		
みなし指定地域特定施設2	4	13			117	1	3	32	6	18	19	1	43	28		263	13	14	22	59	1	101	43	801		
湖沼特定事業場数	15	30	1	0	294	2	23	130	19	27	35	2	68	73	0	729	45	0	0	47	66	156	14	143	73	1,992
指定施設1			1		7				1	1				3		5				2					20	
指定施設2					77									1											78	
指定施設計	0	1	0	0	84	0	0	0	1	1	0	0	0	4	0	5	0	0	0	0	2	0	0	0	98	
準用指定施設	28	20			295		66		18					23		167				0	20	37			674	
総計	43	51	1	0	673	2	89	130	38	28	35	2	68	100	0	901	45	0	0	47	86	195	14	143	73	2,764

表4 特定事業場の上位10業種

順位	業種・施設名	事業場数 (構成比)	一日当たりの平均排水量 50m ³ 以上の事業場数	一日当たりの平均排水量 50m ³ 未満の事業場数
1	旅館業(66の2)	68,130 (25%)	4,729	63,401
2	畜産農業(1の2)	30,380 (11%)	403	29,977
3	自動式車両洗浄施設(71)	30,335 (11%)	112	30,223
4	洗たく業(67)	23,515 (8%)	490	23,025
5	豆腐・煮豆製造業(17)	12,983 (5%)	295	12,688
6	し尿処理施設(72)	12,143 (4%)	10,639	1,504
7	し尿浄化槽(201人以上500人以下) (指定地域特定施設)	11,707 (4%)	2,559	9,148
8	水産食料品製造業(3)	8,883 (3%)	731	8,152
9	写真現像業(68)	6,261 (2%)	16	6,245
10	酸・アルカリ表面処理施設(65)	6,035 (2%)	1,461	4,574
総計		210,372 (76%)	21,435	188,937

(注) 1. 業種・施設名の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 構成比は、全特定事業場に占める割合を表す。

表5 特定事業場の業種別内訳（1）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③		
			平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満の 事業場数	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
1	鉱業・水洗炭業	(水)	184	48	8	136	1
		(瀬)	16	11	4	5	1
			200	59	12	141	2
1 の 2	畜産農業	(水)	30,372	395	11	29,977	163
		(瀬)	8	8			
			30,380	403	11	29,977	163
2	畜産食料品製造業	(水)	2,870	582	9	2,288	3
		(瀬)	88	88	2		
			2,958	670	11	2,288	3
3	水産食料品製造業	(水)	8,817	666	1	8,151	2
		(瀬)	66	65		1	
			8,883	731	1	8,152	2
4	保存食料品製造業	(水)	4,647	529	2	4,118	2
		(瀬)	69	65		4	
			4,716	594	2	4,122	2
5	みそ・しょう油グルタミン酸 ソーダ食酢等の製造業	(水)	3,471	163	4	3,308	1
		(瀬)	27	26	1	1	
			3,498	189	5	3,309	1
6	小麦粉製造業	(水)	15			15	
		(瀬)					
			15			15	
7	砂糖製造業	(水)	58	40		18	
		(瀬)	6	6			
			64	46		18	
8	パン・菓子製造業	(水)	1,142	44		1,098	
		(瀬)	22	22	1		
			1,164	66	1	1,098	
9	米菓・こうじ製造業	(水)	621	59		562	
		(瀬)	1	1			
			622	60		562	
10	飲料製造業	(水)	4,015	460	12	3,555	8
		(瀬)	65	64		1	
			4,080	524	12	3,556	8
11	動物系飼料有機質肥料製造業	(水)	522	92		430	6
		(瀬)	6	6			
			528	98		430	6
12	動植物性油脂製造業	(水)	259	43	1	216	1
		(瀬)	17	17	1		
			276	60	2	216	1
13	イースト製造業	(水)	3	2		1	
		(瀬)	1	1			
			4	3		1	
14	でん粉・化工でん粉製造業	(水)	115	79		36	
		(瀬)	4	4			
			119	83		36	

表5 特定事業場の業種別内訳（2）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③		
			平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満の 事業場数	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
15	ブドウ糖・水あめ製造業	(水)	29	12		17	1
		(瀬)	29	12		17	1
16	めん類製造業	(水)	3,215	116		3,099	
		(瀬)	32	31		1	
			3,247	147		3,100	
17	豆腐・煮豆製造業	(水)	12,939	252	1	12,687	
		(瀬)	44	43		1	
			12,983	295	1	12,688	
18	インスタントコーヒー製造業	(水)	56	5		51	
		(瀬)	1	1			
			57	6		51	
18 の 2	冷凍調理食品製造業	(水)	498	114		384	
		(瀬)	34	34			
			532	148		384	
18 の 3	たばこ製造業	(水)	28	3		25	
		(瀬)	1	1			
			29	4		25	
19	紡績・繊維製品製造業	(水)	2,493	381	78	2,112	142
		(瀬)	198	194	12	4	
			2,691	575	90	2,116	142
20	洗毛業	(水)	17	3	1	14	1
		(瀬)					
			17	3	1	14	1
21	化学繊維製造業	(水)	32	23	6	9	1
		(瀬)	18	18	9		
			50	41	15	9	1
21 の 2	一般製材業木材チップ製造業	(水)	151	9		142	
		(瀬)					
			151	9		142	
21 の 3	合板製造業	(水)	302	18		284	
		(瀬)	2	2			
			304	20		284	
21 の 4	パーティクルボード製造業	(水)	19	3	1	16	1
		(瀬)	1	1			
			20	4	1	16	1
22	木材薬品処理業	(水)	365	8	5	357	50
		(瀬)					
			365	8	5	357	50
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	(水)	714	342	34	372	4
		(瀬)	98	98	13		
			812	440	47	372	4
23 の 2	新聞業・出版業・印刷業・製版業	(水)	1,560	35	12	1,525	104
		(瀬)	5	5	2		
			1,565	40	14	1,525	104

表5 特定事業場の業種別内訳（3）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③		
			平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満の 事業場数	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
24	化学肥料製造業	(水)	58	17	10	41	8
		(瀬)	11	11	9		
			69	28	19		
25	か性ソーダ・か性カリ製造業	(水)	2	2	2		
		(瀬)	1	1	1		
			3	3	3		
26	無機顔料製造業	(水)	34	16	5	18	4
		(瀬)	18	18	13		
			52	34	18		
27	その他無機化学工業製品製造業	(水)	392	150	68	242	72
		(瀬)	78	78	49		
			470	228	117		
28	アセチレン誘導品製造業	(水)	40	12	2	28	3
		(瀬)	3	3	1		
			43	15	3		
29	コーラタール製品製造業	(水)	4			4	
		(瀬)	4	4	3		
			8	4	3		
30	発 酵 工 業	(水)	35	11	1	24	
		(瀬)	1	1			
			36	12	1		
31	メタン誘導品製造業	(水)	12	4	2	8	4
		(瀬)	1	1	1		
			13	5	3		
32	有機顔料・合成染料製造業	(水)	43	14	9	29	7
		(瀬)	7	7	3		
			50	21	12		
33	合 成 樹 脂 製 造 業	(水)	260	117	40	143	14
		(瀬)	39	38	13		
			299	155	53		
34	合 成 ゴ ム 製 造 業	(水)	13	7	4	6	1
		(瀬)	2	2	2		
			15	9	6		
35	有機ゴム薬品製造業	(水)	9	5	3	4	
		(瀬)	4	4	3		
			13	9	6		
36	合 成 洗 剤 製 造 業	(水)	13	5	1	8	
		(瀬)	2	2	1		
			15	7	2		
37	その他石油化学工業	(水)	60	31	21	29	6
		(瀬)	30	30	19		
			90	61	40		
38	石 け ん 製 造 業	(水)	27			27	1
		(瀬)	3	3	1		
			30	3	1		

表5 特定事業場の業種別内訳（4）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③	
			平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満の 事業場数	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
39	硬化油製造業	(水)	4	3		1
		(瀬)	4	3		1
40	脂肪酸製造業	(水)	6	1		5
		(瀬)	2	2		
			8	3		5
41	香料製造業	(水)	46	11	5	35
		(瀬)	3	3	1	
			49	14	6	35
42	ゼラチン・にかわ製造業	(水)	8	1		7
		(瀬)	1	1		
			9	2		7
43	写真感光材料製造業	(水)	11	7	3	4
		(瀬)	1	1	1	
			12	8	4	4
44	天然樹脂製品製造業	(水)	6	1		5
		(瀬)	6	1		5
45	木材化学業	(水)	1			1
		(瀬)	1	1		
			2	1		1
46	その他有機化学工業製品製造業	(水)	373	168	81	205
		(瀬)	51	50	28	1
			424	218	109	206
47	医薬品製造業	(水)	297	152	72	145
		(瀬)	29	28	14	1
			326	180	86	146
48	火薬製造業	(水)	8	3	2	5
		(瀬)	4	3	1	1
			12	6	3	6
49	農薬製造業	(水)	29	6	4	23
		(瀬)	2	2	2	
			31	8	6	23
50	有機物質含有試薬製造業	(水)	6	1	1	5
		(瀬)	6	1	1	5
51	石油精製業	(水)	28	20	9	8
		(瀬)	16	16	11	
			44	36	20	8
51 の 2	自動車用タイヤ・チューブ・ゴム ホース・工業用ゴム製品製造業	(水)	140	46	22	94
		(瀬)	18	17	10	1
			158	63	32	95
51 の 3	医療・衛生用ゴム製品、ゴム手袋・ 糸ゴム・ゴムバンド（ラテックス 成形型）製造業	(水)	15	5		10
	(瀬)	15	5		10	

表5 特定事業場の業種別内訳（5）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③		
			平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満の 事業場数	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
52	皮 革 製 造 業	(水)	127	9	3	118	5
		(瀬)	1	1			
			128	10	3	118	5
53	ガラス・ガラス製品製造業	(水)	793	130	87 (1)	663	354
		(瀬)	8	8	7		
			801	138	94 (1)	663	354
54	セメント製品製造業	(水)	2,789	64	10	2,725	185
		(瀬)	13	10	7	3	2
			2,802	74	17	2,728	187
55	生コンクリート製造業	(水)	5,355	355	17	5,000	308
		(瀬)	16	15	2	1	
			5,371	370	19	5,001	308
56	有機質壁材製造業	(水)	24	1	1	23	2
		(瀬)					
			24	1	1	23	2
57	人造黒鉛電極製造業	(水)	9	7	2	2	
		(瀬)	1	1			
			10	8	2	2	
58	窯業原料精製業	(水)	833	75	24	758	72
		(瀬)	5	5	1		
			838	80	25	758	72
59	砕石業	(水)	852	83	2	769	3
		(瀬)	15	13		2	
			867	96	2	771	3
60	砂利採取業	(水)	1,945	208		1,737	5
		(瀬)	10	8		2	
			1,955	216		1,739	5
61	鉄鋼業	(水)	251	92	39	159	10
		(瀬)	45	44	24	1	1
			296	136	63	160	11
62	非鉄金属製造業	(水)	244	74	53	170	55
		(瀬)	20	20	15		
			264	94	68	170	55
63	金属製品・機械器具製造業	(水)	2,442	507	292	1,935	514
		(瀬)	70	64	35	6	2
			2,512	571	327	1,941	516
63 の 2	自動式洗びん施設	(水)	98	4		94	
		(瀬)	1	1			
			99	5		94	
63 の 3	石炭火力発電の廃ガス洗浄施設	(水)	25	22	9	3	
		(瀬)	14	14	10		
			39	36	19	3	
64	ガス供給業・コークス製造業	(水)	25	9	1	16	1
		(瀬)	3	3	2		
			28	12	3	16	1

表5 特定事業場の業種別内訳（6）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③		
			平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満の 事業場数	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
64 の 2	水道・工業用水道施設	(水)	697	252	25	445	18
		(瀬)	61	46	10	15	
			758	298	35	460	18
65	酸・アルカリ表面処理施設	(水)	5,847	1,283	762	4,564	1,540
		(瀬)	188	178	115	10	3
			6,035	1,461	877	4,574	1,543
66	電気めっき施設	(水)	1,762	512	460	1,250	1,006
		(瀬)	38	35	29	3	3
			1,800	547	489	1,253	1,009
66 の 2	旅館業	(水)	67,644	4,315	81	63,329	71
		(瀬)	486	414	2	72	
			68,130	4,729	83	63,401	71
66 の 3	共同調理場	(水)	928	237		691	
		(瀬)	43	41		2	
			971	278		693	
66 の 4	弁当仕出屋・弁当製造業	(水)	935	280		655	
		(瀬)	56	51		5	
			991	331		660	
66 の 5	飲食店	(水)	2,896	861	20	2,035	18
		(瀬)	286	244	11	42	1
			3,182	1,105	31	2,077	19
66 の 6	そば・うどん・すし店・喫茶店	(水)	41	4		37	
		(瀬)	2	1		1	
			43	5		38	
66 の 7	料亭・バー・キャバレー・ ナイトクラブ	(水)	56	3		53	3
		(瀬)					
			56	3		53	3
67	洗たく業	(水)	23,460	438	61	23,022	2,050
		(瀬)	55	52	1	3	
			23,515	490	62	23,025	2,050
68	写真現像業	(水)	6,253	11	2	6,242	192
		(瀬)	8	5	1	3	
			6,261	16	3	6,245	192
68 の 2	病院	(水)	759	360	80	399	82
		(瀬)	114	113	31	1	1
			873	473	111	400	83
69	と畜・死亡獣畜取扱業	(水)	222	123	1	99	1
		(瀬)	12	11		1	
			234	134	1	100	1
69 の 2	中央卸売市場	(水)	31	12		19	
		(瀬)	3	3			
			34	15		19	
69 の 3	地方卸売市場	(水)	81	42		39	
		(瀬)	3	3			
			84	45		39	

表5 特定事業場の業種別内訳（7）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③		
			平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満の 事業場数	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
70	廃油処理施設	(水)	20	4		16	
		(瀬)	3	3			
			23	7		16	
70 の 2	自動車分解整備事業の洗車施設	(水)	780	9	4	771	3
		(瀬)	2	1		1	
			782	10	4	772	3
71	自動式車両洗浄施設	(水)	30,319	100	1	30,219	20
		(瀬)	16	12		4	1
			30,335	112	1	30,223	21
71 の 2	科学技術に関する研究・試験・ 検査を行う事業場	(水)	4,525	450	265	4,075	1,928 (3)
		(瀬)	92	69	45	23	18
			4,617	519	310	4,098	1,946 (3)
71 の 3	一般廃棄物処理施設である 焼却施設	(水)	1,078	63	18	1,015	95
		(瀬)	14	12	5	2	
			1,092	75	23	1,017	95
71 の 4	産業廃棄物処理施設	(水)	487	91	27	396	65
		(瀬)	8	7	4	1	
			495	98	31	397	65
71 の 5	トリクロロエチレン等による 洗浄施設 (前各号に該当するものを除く.)	(水)	1,217	61	61	1,156	1,078 (5)
		(瀬)	7	6	6	1	1
			1,224	67	67	1,157	1,079 (5)
71 の 6	トリクロロエチレン等による 蒸留施設 (前各号に該当するものを除く.)	(水)	51	6	6	45	39
		(瀬)	2	2	2		
			53	8	8	45	39
72	し尿処理施設	(水)	11,214	9,740	291	1,474	43
		(瀬)	929	899	23	30	
			12,143	10,639	314	1,504	43
73	下水道終末処理施設	(水)	2,142	2,106	335	36	1
		(瀬)					
			2,142	2,106	335	36	1
74	特定事業場からの廃水処理施設	(水)	625	308	73	317	41
		(瀬)	42	41	19	1	
			667	349	92	318	41
-	し尿浄化槽 (201人以上500人以下) (指定地域特定施設)		11,707	2,559	31	9,148	23
			11,707	2,559	31	9,148	23
合 計		(水)	273,098	31,212	3,697 (1)	241,886	10,575 (8)
		(瀬)	3,854	3,595	639	259	36
			276,952	34,807	4,336 (1)	242,145	10,611 (8)

(注) 1. 号番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 特定事業場数の欄中、上段は水質汚濁防止法に係るもの、中段は瀬戸内海法に係るもの、下段は両者の合計である。

表6 届出関係、計画変更命令等(1)

水質汚濁防止法

		第5条の届出			第7条届出	第8条に基づく計画変更命令等			第6条第1項届出	第10条届出			第11条届出
		第1項	第2項	計		第5条関係	第7条関係	計		氏名等変更	使用廃止	計	
1	北海道	176		176	155					182	137	319	67
2	青森県	24		24	31					61	118	179	52
3	岩手県	102		102	60					113	123	236	54
4	宮城県	70		70	86					137	1,035	1,172	150
5	秋田県	87	7	94	38					77	87	164	48
6	山形県	125		125	99					90	73	163	19
7	福島県	98		98	54					75	73	148	15
8	茨城県	266		266	134				2	254	346	600	48
9	栃木県	125		125	52					77	39	116	37
10	群馬県	97		97	44					114	69	183	25
11	埼玉県	155		155	70				1	215	114	329	27
12	千葉県	104		104	68				1	258	84	342	49
13	東京都	113		113	57					142	145	287	23
14	神奈川県	56		56	43					105	52	157	17
15	新潟県	76		76	70					93	71	164	44
16	富山県	67		67	48					26	40	66	12
17	石川県	27		27	40					48	28	76	15
18	福井県	85		85	22					73	89	162	29
19	山梨県	88		88	27					82	110	192	34
20	長野県	106		106	74					147	136	283	42
21	岐阜県	138		138	64					169	119	288	51
22	静岡県	120		120	97				21	186	87	273	40
23	愛知県	338		338	306				2	496	480	976	97
24	三重県	148		148	89					155	84	239	57
25	滋賀県	151		151	154				1	149	126	275	26
26	京都府	73		73	15					97	53	150	25
27	大阪府	79		79	44				4	38	60	98	24
28	兵庫県	82		82	47				1	157	82	239	77
29	奈良県	22		22						12	26	38	
30	和歌山県	59		59	23					54	55	109	33
31	鳥取県	33		33	13					43	14	57	13
32	島根県	68		68	59					87	68	155	25
33	岡山県	37		37	14					65	50	115	13
34	広島県	48		48	26					117	114	231	34
35	山口県	33		33	22					41	24	65	17
36	徳島県	31		31	17					34	17	51	8
37	香川県	81		81	14					95	152	247	19
38	愛媛県	60		60	50					66	82	148	26
39	高知県	49		49	8					35	47	82	16
40	福岡県	90		90	65					149	138	287	29
41	佐賀県	97		97	35				1	63	59	122	17
42	長崎県	186		186	49					105	53	158	47
43	熊本県	94		94	43				3	83	22	105	19
44	大分県	81		81	14				2	23	42	65	11
45	宮崎県	65		65	40					25	33	58	6
46	鹿児島県	71		71	46					95	79	174	39
47	沖縄県	29		29	8					28	33	61	16
都道府県計		4,410	7	4,417	2,634				39	5,036	5,168	10,204	1,592
政令市計		1,757		1,757	1,207				4	2,672	2,190	4,862	518
合計		6,167	7	6,174	3,841				43	7,708	7,358	15,066	2,110

表6 届出関係、計画変更命令等(2)

水質汚濁防止法

		第5条の届出			第7条届出	第8条に基づく等			第6条第1項届出	第10条届出			第11条届出
		第1項	第2項	計		第5条関係	第7条関係	計		氏名等変更	使用廃止	計	
1	札幌市	1		1	2					9	3	12	2
2	函館市	5		5	3					11	3	14	3
3	旭川市	7		7	5					6	3	9	2
4	青森市	6		6	1					9	2	11	
5	八戸市	5		5	7					9	2	11	2
6	盛岡市	12		12	5					20	8	28	1
7	仙台市	20		20	46					20	9	29	12
8	秋田市	18		18	8					18	18	36	4
9	山形市	15		15	6					20	7	27	5
10	福島市	9		9	3					10	7	17	2
11	郡山市	21		21	16					49	27	76	3
12	いわき市	21		21	9					27	36	63	9
13	水戸市	16		16	1					5	5	10	
14	つくば市	43		43	12			1		16	37	53	1
15	宇都宮市	18		18	23					15	16	31	5
16	前橋市	12		12	16					38	9	47	5
17	高崎市	36		36	22					36	165	201	20
18	伊勢崎市	17		17	13					16	18	34	5
19	太田市	17		17	14					20	10	30	4
20	さいたま市	21		21	10					66	22	88	7
21	川越市	6		6	20					25	6	31	5
22	川口市	1		1	4					8	3	11	1
23	所沢市	2		2	2					15	4	19	6
24	春日部市	2		2	2					5	1	6	
25	草加市	1		1	1					9	5	14	1
26	越谷市	12		12	1					6	4	10	1
27	千葉市	26		26	11					29	18	47	4
28	市川市	6		6	13					49	9	58	6
29	船橋市	7		7	10					100	39	139	17
30	松戸市	12		12	1			1		25	25	50	
31	柏市				2					14	5	19	2
32	原市	21		21	8					97	28	125	8
33	八王子市	19		19	14					22	39	61	3
34	町田市	4		4	3					5	1	6	
35	横浜市	81		81	102					91	67	158	12
36	川崎市	70		70	60					62	67	129	14
37	横須賀市	10		10	8					11	10	21	2
38	平塚市	39		39	17					36	31	67	3
39	藤沢市	19		19	10					26	9	35	3
40	小田原市	16		16				1		22	16	38	1
41	茅ヶ崎市	16		16						18	11	29	4
42	相模原市	32		32	35					54	36	90	8
43	厚木市	28		28	6					16	17	33	6
44	大和市	5		5	7					14	9	23	1
45	新潟市	17		17	21					39	21	60	10
46	長岡市	9		9	11					14	6	20	
47	上越市	18		18	21					24	17	41	18
48	富山市	39		39	8					33	20	53	4
49	金沢市	17		17	15					23	28	51	6
50	福井市	17		17	3					18	56	74	5
51	甲府市	6		6	15					2	4	6	
52	長野市	34		34	30					46	31	77	21
53	松本市	13		13	6					65	40	105	3
54	岐阜市	16		16	7					41	27	68	10
55	静岡市	15		15	24					38	24	62	3

表6 届出関係、計画変更命令等（3）

水質汚濁防止法

		第5条の届出			第7条届出	第8条に基づく命令等			第6条第1項届出	第10条届出			第11条届出
		第1項	第2項	計		第5条関係	第7条関係	計		氏名等変更	使用廃止	計	
56	浜松市	24		24	32					61	44	105	21
57	沼津市	16		16	16					20	4	24	2
58	富士市	20		20	34					40	17	57	5
59	名古屋	18		18	24					44	24	68	4
60	豊橋市	26		26	29					44	24	68	8
61	岡崎市	25		25	5					41	30	71	6
62	一宮市	9		9	10					46	54	100	14
63	春日井市	29		29	14					32	17	49	4
64	豊田市	88		88	61					40	97	137	5
65	四日市市	48		48	56					40	38	78	10
66	大津市	25		25	13					35	34	69	11
67	京都市	14		14	1					28	28	56	21
68	大阪市	7		7	9					23	7	30	1
69	堺市	10		10	7					14	26	40	11
70	岸和田市	3		3	1					7	3	10	
71	豊中市	7		7	1					8	4	12	
72	吹田市	6		6	1					6	1	7	
73	高槻市	10		10	4					11	13	24	5
74	枚方市	15		15	4					44	25	69	5
75	茨木市	11		11	2					3	4	7	2
76	八尾市	1		1	2					12	6	18	3
77	寝屋川市	4		4	5					7	16	23	1
78	東大阪市										3	3	
79	神戸市	6		6	2					7	10	17	3
80	姫路市	7		7	8					10	23	33	2
81	尼崎市	1		1	2					7	2	9	1
82	明石市	11		11	4					12	3	15	
83	西宮市	5		5						5	1	6	1
84	加古川市	5		5	1					16	20	36	
85	宝塚市				1						1	1	
86	奈良市	13		13	2					4	7	11	
87	和歌山市	12		12	1					16	5	21	
88	鳥取市	10		10	9					15	4	19	2
89	岡山市	49		49	9				1	85	96	181	11
90	倉敷市	20		20	8					15	23	38	
91	広島市	17		17	6					37	32	69	6
92	呉市	12		12	1					13	14	27	4
93	福山市	12		12	13					24	65	89	7
94	下関市	2		2	1						4	4	1
95	徳島市	4		4						8	2	10	1
96	高松市	20		20	8					36	21	57	
97	松山市	12		12	6					54	51	105	22
98	高知市	12		12						6	2	8	1
99	北九州市	2		2	3					4	6	10	
100	福岡市	1		1	3					13	4	17	3
101	久留米市	11		11	4					8	7	15	
102	長崎市	13		13	13					30	28	58	1
103	佐世保市	11		11	2					10	12	22	1
104	熊本	28		28	5					17	18	35	4
105	大分市	32		32	30					57	25	82	12
106	宮崎市	21		21	4					8	11	19	5
107	鹿児島市	36		36	12					27	33	60	11
	政令市計	1,757		1,757	1,207				4	2,672	2,190	4,862	518

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（1）

水質汚濁防止法

		改善命令		一時停止命令		浄化措置命令 (第14条の3)		要請(第23条 第4項)		立入検査(第22条第1項)						
		第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第1項	第2項	公共用 水	地下水	立入検査事業場数						
										昼間 立入	うち地 下浸透 水にか かるも の	夜間 立入	うち地 下浸透 水にか かるも の	計		うち瀬戸内 海法上の特 定施設を設 置する工 場、事業場 に係るもの
1	北海道													1,249		
2	青森県									528	4	2		530	4	
3	岩手県									671	1	2		673	1	
4	宮城県									784				784		
5	秋田県									769				769		
6	山形県									273				273		
7	福島県									328				328		
8	茨城県									901	3			901	3	
9	栃木県	1								492				492		
10	群馬県	1								342				342		
11	埼玉県									1,653		1		1,654		
12	千葉県	2								911		1		912		
13	東京都									798	274			798	274	
14	神奈川県									386				386		
15	新潟県									589		7		596		
16	富山県									217				217		
17	石川県									197				197		
18	福井県									367				367		
19	山梨県	1								430				430		
20	長野県									1,051	3	2		1,053	3	
21	岐阜県									814				814		
22	静岡県									554	1	18		572	1	
23	愛知県	1		1						3,527				3,527		
24	三重県									633				633		
25	滋賀県	2								334				334		
26	京都府									308				308		135
27	大阪府									885				885		293
28	兵庫県									718				718		190
29	奈良県									289				289		150
30	和歌山県									201				201		
31	鳥取県									324		1		325		
32	島根県									157				157		
33	岡山県									537		1		538		217
34	広島県	3								877				877		325
35	山口県									641	1			641	1	329
36	徳島県	1								334		2		336		160
37	香川県									775				775		278
38	愛媛県									429		1		430		148
39	高知県									305				305		
40	福岡県									544				544		38
41	佐賀県									432				432		
42	長崎県									895		4		899		
43	熊本県									284		3		287		
44	大分県									828				828		66
45	宮崎県									654				654		
46	鹿児島県	5								445				445		
47	沖縄県									206	1			206	1	
都道府県計		17	0	1	0	0	0	0	0	29,866	288	47	0	29,913	288	2,329
政令市計		6	0	0	0	0	0	0	0	13,068	8	528	0	13,596	8	2,128
合計		23	0	1	0	0	0	0	0	42,934	296	575	0	43,509	296	4,457

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(2)

水質汚濁防止法

		行政指導															
		公共用水域							地下水								
		指導件数			指導内容				指導件数			指導内容					
		文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	排水の一 時停止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	排水の一 時停止	地下水の 浄化	その他	合計	
1	北海道	30	240	270	46	3	227	276			1	1			1	1	2
2	青森県	55	57	112	53		59	112			1	1			1		2
3	岩手県	39	54	93	43	1	49	93		5	5			5		5	
4	宮城県	11	1	12	8		4	12									
5	秋田県	53	113	166	44		129	173									
6	山形県	33	106	139	49	1	124	174			1	1			1	1	
7	福島県	45	118	163	36	1	126	163							1	1	
8	茨城県	111	374	485	93		404	497		1	1	1				1	
9	栃木県	24	175	199	45		368	413		1	1				1	1	
10	群馬県	31	141	172	62		110	172									
11	埼玉県	127	674	801	225	2	586	813									
12	千葉県	65	92	157	34		124	158									
13	東京都	7	244	251			251	251									
14	神奈川県	12		12	5	4	3	12									
15	新潟県	44	78	122	36		86	122									
16	富山県		5	5													
17	石川県	12		12	12			12									
18	福井県	7	36	43	10		33	43									
19	山梨県	53	52	105	105			105									
20	長野県	47	170	217	52	1	164	217									
21	岐阜県	17		17	17			17									
22	静岡県	23		23	9		14	23									
23	愛知県	142	71	213	88		125	213									
24	三重県	36	174	210	56		155	211									
25	滋賀県	51	63	114	9	1	106	116									
26	京都府	16	4	20	3		17	20									
27	大阪府	82	573	655	127	1	532	660									
28	兵庫県	5	8	13	7		6	13									
29	奈良県	14	44	58	58			58									
30	和歌山県	15	15	30	15		15	30									
31	鳥取県	13	25	38	27		11	38									
32	島根県	31	41	72			99	99									
33	岡山県	29	9	38	16	1	21	38									
34	広島県	71	12	83	2		81	83									
35	山口県	31		31	1		30	31	1		1	1				1	
36	徳島県	10	7	17	10		7	17									
37	香川県	92	62	154	77		80	157									
38	愛媛県	6	9	15	15		2	17									
39	高知県	2	2	4			4	4									
40	福岡県	51		51	18		33	51									
41	佐賀県	26	1	27	27			27									
42	長崎県	16	56	72	66		6	72									
43	熊本県	17		17	8		9	17									
44	大分県	6	27	33	9		24	33									
45	宮崎県	23	30	53	35		18	53									
46	鹿児島県	35		35	35			35									
47	沖縄県	19	111	130	75	1	55	131									
都道府県計		1,685	4,074	5,759	1,768	17	4,297	6,082	1	9	10	2	0	6	3	11	
政令市計		938	843	1,781	747	3	1,049	1,799	12	69	81	3	0	4	74	81	
合計		2,623	4,917	7,540	2,515	20	5,346	7,881	13	78	91	5	0	10	77	92	

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（3）

水質汚濁防止法

		改善命令		一時停止命令		浄化措置命令 (第14条の3)		要請(第23条 第4項)		立入検査(第22条第1項)							
		第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第1項	第2項	公共用 水 域	地下水	昼間 立入	うち地下 浸透 水にか かるもの		夜間 立入	うち地下 浸透 水にか かるもの		計	うち瀬戸内 海上の特 定施設を設 置する工 場、事業場 に係るもの
											うち地下 浸透 水にか かるもの	うち地下 浸透 水にか かるもの		うち地下 浸透 水にか かるもの	うち地下 浸透 水にか かるもの		
1	札幌市									72				72			
2	函館市									31				31			
3	旭川市									56		2		58			
4	青森市									66		1		67			
5	八戸市									98	1	15		113	1		
6	盛岡市									43				43			
7	仙台市									151				151			
8	秋田市									88		8		96			
9	山形市									53		3		56			
10	福島市									112				112			
11	郡山市									71				71			
12	いわき市									209				209			
13	水戸市									31				31			
14	つくば市									23				23			
15	宇都宮市									118				118			
16	前橋市									180		2		182			
17	高崎市									259		6		265			
18	伊勢崎市									44				44			
19	太田市									94	1			94	1		
20	さいたま市									386				386			
21	川越市									360				360			
22	川口市									127				127			
23	所沢市									99				99			
24	春日部市									51				51			
25	草加市									48				48			
26	越谷市	2								104				104			
27	千葉市									207		1		208			
28	市川市									95				95			
29	船橋市									211				211			
30	松戸市									103				103			
31	柏市									35				35			
32	市原市	2								139				139			
33	八王子市									45				45			
34	町田市									47				47			
35	横浜市									472	6			472	6		
36	川崎市									374		3		377			
37	横須賀市									89		4		93			
38	平塚市									103				103			
39	藤沢市									120				120			
40	小田原市									20				20			
41	茅ヶ崎市									76				76			
42	相模原市									142				142			
43	厚木市									14				14			
44	大和市									46				46			
45	新潟市									207		6		213			
46	長岡市									73				73			
47	上越市	2								98				98			
48	富山市									226				226			
49	金沢市									197		6		203			
50	福井市									92				92			
51	甲府市									31				31			
52	長野市									96				96			
53	松本市									127		2		129			
54	岐阜市									111				111			
55	静岡市									98				98			

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（4）

水質汚濁防止法

		行政指導														
		公共用水域							地下水							
		指導件数			指導内容				指導件数			指導内容				
		文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	排水の一 時停止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	排水の一 時停止	地下水の 浄化	その他	合計
1	札幌市	1		1			1	1								
2	函館市		1	1			1	1								
3	旭川市	4		4	4			4								
4	青森市	8		8	8			8								
5	八戸市	6	22	28	6		22	28								
6	盛岡市	22	12	34	11		23	34								
7	仙台市	9		9	9			9								
8	秋田市	3		3	3			3								
9	山形市	1	14	15	7		8	15								
10	福島市															
11	郡山市	1	1	2			2	2		7	7			7	7	
12	いわき市	9	1	10	10			10								
13	水戸市	1	1	2	2			2								
14	つくば市	12	8	20	14		8	22								
15	宇都宮市		6	6	6			6								
16	前橋市	25		25	25			25								
17	高崎市	22		22			22	22								
18	伊勢崎市	8	2	10	8	1	1	10								
19	太田市	16		16	16			16								
20	さいたま市	37		37	37			37								
21	川越市	45		45	45			45								
22	川口市	17		17	17			17								
23	所沢市	11		11	4		7	11								
24	春日部市	11		11	11			11								
25	草加市															
26	越谷市	25		25	25			25								
27	千葉市	16		16	2		14	16								
28	市川市	10		10	10			10								
29	船橋市	20	1	21			21	21								
30	松戸市	7	27	34	9		25	34								
31	柏市	7		7			7	7								
32	市原市	3		3	3			3								
33	八王子市		4	4	2		2	4								
34	町田市	4		4	4		4	4								
35	横浜市	18	283	301			301	301		59	59		3	56	59	
36	川崎市	6		6	6			6	12		12	1		11	12	
37	横須賀市															
38	平塚市	20	2	22	5		17	22								
39	藤沢市	5	3	8	8			8								
40	小田原市		2	2	1		1	2								
41	茅ヶ崎市		2	2	2			2								
42	相模原市	1	17	18	2	1	15	18								
43	厚木市	4	2	6	6			6								
44	大和市	2	1	3	2		1	3								
45	新潟市	15		15	9		6	15								
46	長岡市	3	1	4	3		1	4								
47	上越市	8	1	9	10		3	13								
48	富山市	10	10	20			20	20								
49	金沢市	38	17	55	6		49	55								
50	福井市	2	4	6	6			6								
51	甲府市		4	4	4			4								
52	長野市	9	4	13	13			13								
53	松本市	5	14	19	5		14	19								
54	岐阜市	8		8	8			8								
55	静岡市	3		3	3			3								

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（5）

水質汚濁防止法

	改善命令		一時停止命令		浄化措置命令 (第14条の3)		要請(第23条 第4項)		立入検査(第22条第1項)						
	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第1項	第2項	公共用 水	地下水	立入検査事業場数						
									昼間 立入	うち地 下浸透 水にか かるも の	夜間 立入	うち地 下浸透 水にか かるも の	計		うち瀬戸内 海法上の特 定施設を設 置する工 場、事業場 に係るもの
56	浜松市												49		
57	沼津市								53		18		71		
58	富士市								191		30		221		
59	名古屋								273		17		290		
60	豊橋市								199				199		
61	岡崎市								185				185		
62	一宮市								200				200		
63	春日井市								157		2		159		
64	豊田市								232		6		238		
65	四日市市								136				136		
66	大津市								81				81		
67	京都市								47				47		
68	大阪市								55		4		59		25
69	堺市								170		88		258		
70	岸和田市								41		2		43		11
71	豊中市								9				9		
72	吹田市								37				37		19
73	高槻市								57		4		61		
74	枚方市								155				155		51
75	茨木市								24				24		11
76	八尾市								156				156		29
77	寝屋川市								30				30		5
78	東大阪市								65				65		1
79	神戸市								242				242		99
80	姫路市								207		5		212		
81	尼崎市								219		32		251		160
82	明石市								85				85		54
83	西宮市								74				74		47
84	加古川市								165				165		114
85	宝塚市								9				9		7
86	奈良市								56				56		28
87	和歌山市								196		217		413		342
88	鳥取市								138				138		
89	岡山市								176				176		88
90	倉敷市								423				423		345
91	広島市								134				134		46
92	呉市								115		10		125		37
93	福山市								164		8		172		101
94	下関市								72		7		79		54
95	徳島市								121				121		64
96	高松市								102				102		48
97	松山市								192				192		99
98	高知市														
99	北九州市								107		8		115		102
100	福岡市								41				41		
101	久留米市								57				57		
102	長崎市								62				62		
103	佐世保市								58				58		
104	熊本市								75				75		
105	大分市								278		11		289		141
106	宮崎市								60				60		
107	鹿児島市								170				170		
	政令市計	6							13,068	8	528		13,596	8	2,128

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（6）

水質汚濁防止法

		行政指導														
		公共用水域							地下水							
		指導件数			指導内容				指導件数			指導内容				
		文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	排水の一 時停止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	排水の一 時停止	地下水の 浄化	その他	合計
56	浜松市		15	15	2		13	15								
57	沼津市	8	8	16	16			16								
58	富士市	3		3	1		2	3								
59	名古屋市	3	15	18	7		11	18								
60	豊橋市	46		46	46			46								
61	岡崎市	31	46	77	54		23	77								
62	一宮市	12	7	19	8		11	19								
63	春日井市	3		3	3			3								
64	豊田市	22	88	110	24	1	89	114								
65	四日市市	4		4	2		2	4								
66	大津市	10		10	1		9	10								
67	京都市	4	15	19	19			19								
68	大阪市															
69	堺市	18		18	18			18								
70	岸和田市	18	9	27	26		3	29								
71	豊中市															
72	吹田市		5	5			8	8								
73	高槻市	3	5	8			8	8								
74	枚方市		30	30			30	30								
75	茨木市		2	2	1		1	2								
76	八尾市	40		40	40			40								
77	寝屋川市	13	1	14			14	14								
78	東大阪市															
79	神戸市	4	24	28	1		27	28								
80	姫路市	5	12	17			17	17								
81	尼崎市	4		4	1		3	4								
82	明石市	3	4	7	4		3	7								
83	西宮市	4	9	13			13	13								
84	加古川市	3	15	18	18			18								
85	宝塚市															
86	奈良市		6	6	6			6								
87	和歌山市	9		9	8		1	9								
88	鳥取市	3		3	2		1	3		1	1			1		1
89	岡山市	32		32	1		31	32								
90	倉敷市	23		23	2		21	23								
91	広島市	12		12	12			12								
92	呉市	3		3			3	3								
93	福山市	3	5	8			8	8								
94	下関市	8		8	2		6	8								
95	徳島市	3	4	7			7	7								
96	高松市	1	2	3	3			3								
97	松山市	10	8	18			18	18								
98	高知市															
99	北九州市	1	11	12	12			12		2	2	2				2
100	福岡市															
101	久留米市	5	18	23	3		21	24								
102	長崎市	3		3	3			3								
103	佐世保市	6		6			6	6								
104	熊本市															
105	大分市	14		14	1		13	14								
106	宮崎市		12	12	7		7	14								
107	鹿児島市	23		23			23	23								
	政令市計	938	843	1,781	747	3	1,049	1,799	12	69	81	3		4	74	81

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表 8 計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳

○改善命令（第13条第1項）

業種・施設名	件数	違反のおそれがある項目
畜産食料品製造業（2）	4	pH、BOD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質、大腸菌群数
保存食料品製造業（4）	4	BOD、COD、SS、大腸菌群数
畜産農業（1の2）	3	BOD、SS
酸・アルカリ表面処理施設（65）	3	鉛、ジクロロメタン、セレン
豆腐・煮豆製造業（17）	2	BOD、COD、SS、大腸菌群数
電気メッキ施設（66）	2	亜鉛、クロム、シアン、鉛
水産食料品製造業（3）	1	大腸菌群数
旅館業（66の2）	1	SS
洗たく業（67）	1	テトラクロエチレン
トリクロエチレン等の蒸留施設（71の6）	1	ジクロロメタン
指定地域特定施設	1	BOD

○一時停止命令（第13条第1項）

業種・施設名	件数	違反のおそれがある項目
酸・アルカリ表面処理施設（65）	1	鉛

（注）

1. 業種における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 表 7 において件数が 0 のものについては掲載していない。

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（1）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)					緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第2項		第3項	
				公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	応急措置 命令	
1	北海道	2		8		24	11		
2	青森県			2		7			
3	岩手県								
4	宮城県			2		5	2		
5	秋田県					8	2		
6	山形県			4	1	18	2		
7	福島県			1		6	1		
8	茨城県			3	1	7			
9	栃木県			2		1			
10	群馬県	1		2					
11	埼玉県			3		1			
12	千葉県	2		3					
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県			3	2	8			
16	富山県			3		5			
17	石川県			2		5			
18	福井県			2		2			
19	山梨県			4	1	2			
20	長野県			2		2			
21	岐阜県			11		1			
22	静岡県								
23	愛知県	1		5		7			
24	三重県			4		2			
25	滋賀県	1		8		9			
26	京都府								
27	大阪府			6		4			
28	兵庫県			1		1			
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県			12		6			
32	島根県			3		6			
33	岡山県			10		4			
34	広島県								
35	山口県	1		4		3			
36	徳島県			1		2			
37	香川県			1		3			
38	愛媛県			2	1	3			
39	高知県			2					
40	福岡県			5		1			
41	佐賀県			3		3			
42	長崎県	1							
43	熊本県			4		4			
44	大分県					4			
45	宮崎県								
46	鹿児島県			3		2			
47	沖縄県				1				
都道府県計		9		131	7	166	18		
政令市計		4		50	3	74	9		
合計		13		181	10	240	27		

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（2）

水質汚濁防止法

		排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)					緊急時の措置 (第18条)
					第1項		第2項		第3項	
					公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	応急措置 命令	
1	札幌市				1	1	2	3		
2	函館市									
3	旭川市									
4	青森市									
5	八戸市									
6	盛岡市									
7	仙台市				2		2			
8	秋田市				1		2			
9	山形市									
10	福島市				1		4			
11	郡山市									
12	いわき市									
13	水戸市									
14	つくば市									
15	宇都宮市									
16	前橋市				1					
17	高崎市									
18	伊勢崎市									
19	太田市				2		3			
20	さいたま市									
21	川越市				1					
22	川口市									
23	所沢市				1					
24	春日部市									
25	草加市									
26	越谷市									
27	千葉市				1					
28	市川市									
29	船橋市									
30	松戸市									
31	柏市									
32	市原市	2								
33	八王子市						1			
34	町田市									
35	横浜市				2		1			
36	川崎市				1					
37	横須賀市									
38	平塚市									
39	藤沢市									
40	小田原市									
41	茅ヶ崎市									
42	相模原市									
43	厚木市									
44	大和市									
45	新潟市				1		1	1		
46	長岡市				1		3			
47	上越市				1		5			
48	富山市				1		1			
49	金沢市									
50	福井市				1		3			
51	甲府市									
52	長野市						3			
53	松本市						3			
54	岐阜市									
55	静岡市				2		4			

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（3）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)					緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第2項		第3項	
				公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	応急措置 命令	
56	浜松市								
57	沼津市								
58	富士市					1			
59	名古屋市								
60	豊橋市								
61	岡崎市								
62	一宮市			1		1			
63	春日井市					1			
64	豊田市						3		
65	四日市市								
66	大津市			2	1				
67	京都市								
68	大阪市								
69	堺市								
70	岸和田市			1		2			
71	豊中市								
72	吹田市								
73	高槻市								
74	枚方市								
75	茨木市								
76	八尾市								
77	寝屋川市								
78	東大阪市								
79	神戸市			2		2			
80	姫路市	1							
81	尼崎市			1					
82	明石市								
83	西宮市								
84	加古川市			3		4			
85	宝塚市								
86	奈良市					1			
87	和歌山市					1			
88	鳥取市			1					
89	岡山市			2		2			
90	倉敷市			1		2			
91	広島市			5		2			
92	呉市								
93	福山市			2		1			
94	下関市								
95	徳島市								
96	高松市					2			
97	松山市			3					
98	高知市								
99	北九州市	1		1		3	1		
100	福岡市					1	1		
101	久留米市								
102	長崎市				1				
103	佐世保市					2			
104	熊本市			1					
105	大分市			2		4			
106	宮崎市			1		4			
107	鹿児島市								
政令市計		4		50	3	74	9		

表10 排水基準違反等の違反業種、違反項目別内訳

○排水基準違反業種別内訳（第31条）

違反業種	件数
水産食料品製造業（3）	2
豆腐・煮豆製造業（17）	2
畜産食料品製造業（2）	1
保存食料品製造業（4）	1
有機顔料又は合成染料の製造業（32）	1
金属製品・機械器具製造業（63）	1
石炭火力発電の廃ガス洗浄施設（63の3）	1
酸・アルカリ表面処理施設（65）	1
電気めっき施設（66）	1
洗たく業（67）	1
特定事業場から排出される水の処理施設（74）	1

○排水基準違反項目別内訳（第31条）

違反項目	件数
BOD	4
COD	3
SS	3
pH	2
亜鉛	1
フェノール	1
クロム	1
シアン	1
鉛	1
ふっ素	1

（注）

1. 違反業種の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 1事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反項目別の合計件数は必ずしも一致しない。
3. 表9において件数が0のものについては掲載していない。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（1）

水質汚濁防止法

	指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の3 指導等 ※（ ）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
		第5条 関係	第7条 関係		日平均排水 量50m3 未満	施行令別表 第4の施設 を設置する 事業場	その他				
東 京 湾	埼玉県	650						19			6,044
	千葉県	245						24			2,053
	東京都	94						4			1,358
	神奈川県	2						2			150
	都府県計	991						49			9,605
	政令市計	868						52			6,130
	合計	1,859						101			15,735
伊 勢 湾	岐阜県	846						28			5,732
	愛知県	1,280				7（1）		50			7,901
	三重県	691						28			4,662
	都府県計	2,817				7（1）		106			18,295
	政令市計	770				3		31			4,707
	合計	3,587				10（1）		137			23,002
瀬 戸 内 海	京都府	203						5			1,462
	大阪府	325						13			2,004
	兵庫県	667				1（1）		8			4,383
	奈良県	395						1			1,936
	和歌山県	202						10			1,114
	岡山県	418						10			3,007
	広島県	466						6			3,087
	山口県	447						19			2,522
	徳島県	266						11			2,965
	香川県	324						13			3,228
	愛媛県	398						14			3,280
	福岡県	93									479
	大分県	317						4			3,216
	都府県計	4,521				1（1）		114			32,683
	政令市計	1,941						69			14,896
合計	6,462				1（1）		183			47,579	
都府県合計	8,329				8（2）		269			60,583	
政令市合計	3,579				3		152			25,733	
合計	11,908				11（2）		421			86,316	

（注）「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（2）

水質汚濁防止法

	指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の3 指導等 ※（ ）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
		第5条 関係	第7条 関係		日平均排水 量50m3 未満	施行令別表 第4の施設 を設置する 事業場	その他				
東 京 湾	さいたま市	82						1			849
	川越市	41						1			333
	川口市	19									134
	所沢市	22						1			153
	春日部市	24									279
	草加市	10						10			207
	越谷市	25									280
	千葉市	45						4			376
	市川市	87						3			260
	船橋市	160						5			329
	松戸市	44						2			271
	柏市	7									12
	市原市	92						3			371
	八王子市	41									554
	町田市	15									54
	横浜市	76						11			1,084
	川崎市	68						11			559
	横須賀市	10									25
	政令市計	868						52			6,130
伊 勢 湾	岐阜市	77									807
	名古屋市	77						5			343
	豊橋市	101									682
	岡崎市	92									414
	一宮市	91						1			449
	春日井市	77				3		4			467
	豊田市	157						11			804
	四日市市	98						10			741
政令市計	770				3		31			4,707	
瀬 戸 内 海	京都市	38									1,117
	大阪市	24						1			62
	堺市	77						5			681
	岸和田市	13									328
	豊中市	2									50
	吹田市	10									74
	高槻市	30									162
	枚方市	47									159
	茨木市	9									81
	八尾市	24									340
	寝屋川市	13						13			159
	東大阪市	27						1			313
	神戸市	92						5			700
	姫路市	124						2			391
尼崎市	33						3			77	
明石市	23						1			128	
西宮市	17									195	
加古川市	35						6			202	
宝塚市	6									98	
奈良市	37						2			338	
和歌山市	131						4			679	
岡山市	198						2			1,050	
倉敷市	158						6			926	
広島市	80						1			915	
呉市	46						3			585	
福山市	87						2			709	
下関市	65						1			545	
徳島市	112						3			646	
高松市	87						2			1,061	
松山市	120						3			786	
北九州市	59						2			157	
大分市	117						1			1,182	
政令市計	1,941						69			14,896	
政令市合計	3,579				3		152			25,733	

表12 計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳

該当なし

表13 瀬戸内海法に基づく許可、措置命令および届出等

瀬戸内海法

	第5条第1項の許可				第8条第1項の許可				第11条の措置命令			第7条第2項届出	第8条第4項届出	第9条 届出			第10条第3項届出	第12条の8届出
	申請	許可	不許可	審査中	申請	許可	不許可	審査中	第5条関係	第8条関係	計			氏名等変更	使用廃止	計		
京都府	5	5			14	14							1	21	6	27	2	
大阪府	22	20		2	28	26		2					4	38	19	57	6	
兵庫県	60	49		11	66	57		9					12	66	46	112	11	
奈良県	3	2		1	4	3		1										
和歌山県					3	3							1	15	5	20	2	
岡山県	15	13		2	16	15		1	1		1			33	12	45	10	
広島県	19	18		1	19	17		2					6	40	13	53	9	
山口県	32	29		3	55	50		5						51	22	73	8	
徳島県	10	10			27	27								30	13	43	5	
香川県	27	26		1	18	18							4	36	17	53	4	1
愛媛県	14	13		1	40	39		1					7	27	16	43	3	1
福岡県	2	2			7	7								11	5	16	1	
大分県	7	7			3	3								12	2	14	4	
都道府県計	216	194		22	300	279		21	1		1		35	380	176	556	65	2
京都市														3	1	4		
大阪市	3	2		1	3	3								4	2	6		
堺市	8	6		2	14	11		3					2	12	5	17		
高槻市	1	1			3	3								1	2	3		
東大阪市																		
神戸市	4	4			4	4								9	4	13		
姫路市	13	13			21	21							2	10	6	16		
西宮市	1	1												6			1	
奈良市					2	2					1			1		1	2	
和歌山市	3	3			11	10		1					1	13	9	22	2	
岡山市	8	6		2	7	7							3	15	8	23	4	
倉敷市	13	13			24	24							7	25	3	28		
広島市	5	4		1	4	4							1	7	4	11	1	
福山市	6	5		1	3	3								5	4	9	1	
下関市	1	1			6	6								5	1	6	1	
徳島市	5	5			19	19								9	3		2	
高松市	3	2		1	1			1						13	2	15	1	
松山市	3	3			6	6							6	10	4	14		
北九州市	14	11		3	11	10		1						5	6	11	1	
大分市	8	8			18	18												
政令市計	99	88		11	157	151		6				1	22	153	64	199	16	
合計	315	282		33	457	430		27	1		1	1	57	533	240	755	81	2

表14 瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳

○措置命令（第5条関係）

業種・施設名	件数
豆腐・煮豆製造業（17）	1

（注）

1. 業種の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 1事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反項目別の合計件数は必ずしも一致しない。
3. 表13において件数が0件の場合は掲載していない。

表15 湖沼特定施設等の届出件数等

水濁法・湖沼法

	施設区分(*1)	釜房ダム貯水池		八郎湖			霞ヶ浦				印旛沼			手賀沼		諏訪湖		野尻湖		琵琶湖			中海		宍道湖		児島湖			総数
		宮城県	秋田県	秋田市	栃木県	茨城県	千葉県	つくば市	千葉県	千葉県	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	鳥取県	島根県	島根県	岡山県	岡山市	倉敷市				
		(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)		
湖沼特定施設(みなし指定地域特定施設を含む。)	水質汚濁防止法	第5条届出	(1)		1		59	23	9	1	1	2		12	72	6			4	6	13			31	5	245				
			(2)				11			2					1	3					1						18			
			(3)																				1					1		
		第7条届出	(1)	1	3		40	3	5		3	1		2	9	86					7	8			4	2	174			
			(2)				10									1						1						12		
			(3)													1												1		
		第8条計画変更命令等	(第5条関係)	(1)																								0		
				(2)																									0	
				(3)																									0	
	計		(1)																									0		
			(2)																									0		
			(3)																									0		
	第6条届出	(1)													1	7											8			
		(2)				7																					7			
		(3)																									0			
	第10条届出	氏名等変更	(1)	12		40	3	37	2	6	3		11	33	57	2				2	13			36	2	259				
			(2)			12		16		2	4		2		7	1								8	2	54				
			(3)			1																					1			
		使用廃止	(1)	16		169	12	10		4		2	18	54	7					4	12			43	12	363				
			(2)	1		10		1	1	1	3		1	3	13					1				7	4	46				
			(3)			12																					12			
	第11条届出	(1)			19		6		1		2	4	9	1					6	3			6	1		57				
		(2)					1		1	1			3							1			1			8				
(3)																									0					
湖沼法	第8条(計画変更命令等)																									0				
	第10条(改善命令等)																									0				
指 定 設 施 (第20条については、準用指定施設を含む。)	湖沼法	第15条届出																									0			
		第16条届出																									0			
		第17条第1項届出																									0			
		第17条第2項届出	氏名等変更																									0		
			使用廃止																									0		
		第18条届出																									0			
		第20条(改善命令等)	第1項																								0			
第2項																									0					
立入検査数	昼間立入件数		103		189	14					1	40	108	157					1			87				700				
	夜間立入件数																									0				
行政指導	湖沼特定事業場・指定施設にかかる指導(*2)	内容	文書	5		49	3	5	7		10	4	13										24			120				
			口頭			68	1						20	40													129			
			処理施設の改善	5		29	4						7	8													53			
			排水の一時停止											1													1			
			その他			88			5	7		10	17	46										24			197			
	湖沼法第2.4条による指導	文書																								0				
口頭																									0					

(注) *1: 施設区分 (1): 湖沼特定施設 (2), (3)を除く、(2): みなし指定地域特定施設、(3): 準用指定施設
 *2: 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

参考 平成18年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1 特定事業場数			
(1) 全特定事業場数	289,091	280,517	276,952
① 50m ³ /日以上	36,139	35,506	34,807
うち有害物質使用特定事業場	4,471(1)	4,330(1)	4,336(1)
② 50m ³ /日未満	252,952	245,011	242,145
うち有害物質使用特定事業場	11,234(19)	10,757(12)	10,611(8)
(2) 特定事業場の上位3業種	1. 旅館業 (70,447) 2. 畜産農業 (33,848) 3. 自動式車両洗浄施設 (30,026)	1. 旅館業 (68,962) 2. 畜産農業 (31,027) 3. 自動式車両洗浄施設 (30,114)	1. 旅館業 (68,130) 2. 畜産農業 (30,380) 3. 自動式車両洗浄施設 (30,335)
2 計画変更命令（法第8条等）	0件	0件	0件
3 改善命令等（法第13条等）			
①改善命令	37件	27件	23件
②一時停止命令	1件	1件	1件
4 地下水の浄化措置命令 （法第14条の3）	0件	0件	0件
5 立入検査（法第22条）	46,764件	47,410件	43,509件
（昼間立入）	(45,996件)	(46,724件)	(42,934件)
（夜間立入）	(768件)	(686件)	(575件)
6 行政指導	7,670件	8,374件	7,631件
7 緊急時の措置（法第18条）	0件	0件	0件
8 措置の要請（法第23条）	0件	0件	0件
9 罰則の適用			
①排水基準違反（法第31条）	12件	11件	13件
②改善命令等違反（法第30条）	0件	0件	0件
③その他法違反 (水質総量規制関連を含む)	2件	0件	0件

(注) 「1 特定事業場数(1)全特定事業場数」において、括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。